同性介助の指針

(1) 指針の趣旨

人権尊重の視点に立ち同性介助に意識的に取り組む施設の姿勢が、利用者本位の「より良いケア」へとつながる重要な礎ととらえ、職員一人ひとりが誠意をもってケアに取り組む環境を 醸成することを目的とする。

〈基本的な考え方〉

- ・人権尊重の観点から同性介助を原則とする。
- ・異性介助は例外とし、やむなく対応する場合(条件)を限定的とする。
- ・利用者と職員の男女比率や社会通念を鑑み、女性利用者への男性職員の関わり方に重点を置く。

(2) 同性介助を原則とするケアの場面

- ・清潔援助のうち 入浴介助、清拭、更衣
- ・排泄介助のうち 陰部洗浄、おむつ交換、トイレ介助
- ・医療的行為のうち 本人もしくは保護者が望む場合 導尿、尿バルンカテーテル挿入・抜去、坐薬挿入、浣腸、軟膏等の処置(胸部(女性に 限る)、陰部、臀部)

(3) 同性職員のみで対応できない場合の対応

- ・同性職員のみで対応できない場合は、女性職員、男性職員で、ケアのペアを組む。
- ・体幹(胸部、臀部)や陰部などに触れたり、当該部位が視野に入るような介助は、同性職員が行い、洗髪や姿勢保持など補助的な介助を異性職員が行うよう配慮する。

(4) 異性職員による介助がやむを得ない場合

- ・他の利用者の容態急変など緊急時対応が並行して行われ、同性職員の確保が困難な場合(処置・搬送など)
- ・夜勤時間帯で、人員配置が女性職員1名、男性職員2名となった場合
- ・感染症の発生など臨時、緊急的な事情等により、通常の職員配置の確保が著しく困難となった場合
- ・その他、これらに準ずるものとして、別に定める場合

(5) 継続的な検証とケアの質の向上

- ・上記を基本とするが、原則どおり同性介助を行う場合はもとより、やむを得ず異性介助となる場合も、丁寧なケアに努めなければならない。
- ・利用者様のご家族や保護者の方の意向を丁寧にくみ取り、社会的通念や要請などに十分な注意 を払いながら、指針の内容について継続的に検証を行い、ケアの質の向上を目指す。